決算準備の手順

帳簿・書類の保存期間は７年です

(1)棚卸表の作成

棚卸しとは、決算日に残っている商品や消耗品などの在庫数量を数え、在庫金額がどれだけあるかを計算することです。主に飲食業や小売業の人が行います。

棚卸しをしなければいけない資産

- 商品など……商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、副産物、仕損じ品、作業くずなど
- 消耗品など……包装材料、ガソリン、事務用品などの消耗品や、使用可能期間が１年未満または取得価額が 10 万円未満の工具、器具、備品などのいわゆる少額な減価償却資産でまだ使用していないもの

棚卸しの方法

商品や消耗品などの種類、品質、型などに分けて、その数量を確認します。

棚卸資産の計算方法

棚卸資産の計算方法は、あらかじめ税務署に届け出ている方法によって計算します。
届け出ていない場合には、最終仕入原価法により評価することになります。

＜最終仕入原価法＞
年末に一番近い時期に仕入れたその棚卸資産の仕入原価×年末の棚卸資産の数量＝年末の棚卸高

■棚卸表の記載例　　令和○年 12 月 31 日現在

種　別	品　目	数　量	単　価	金　額	備　考
商　品	A	100	700	70,000	
〃	B	80	500	40,000	
〃	C	150	400	60,000	
〃	D	110	1,000	110,000	
計				3,814,000	

＜売上原価＞　今期売れた商品にかかった費用を指すため、以下の計算式で求めます

売上原価　＝　期首商品棚卸高　＋　当期商品仕入高　－　期末商品棚卸高

(2)帳簿の内容確認

帳簿に記載されている事項と納品書や請求書、領収書などの記録とを照らし合わせて、記載に誤りがないかどうかを確かめます。収入や経費などの項目ごとに、その年の１月から 12 月までの合計額（累計）を計算して下記のように記載します。

■年間累計の記載例

○月	年日	適　用	売　上	雑収入	仕　入	経費						
						給料賃金	利子割引料	地代家賃	外注工賃		その他の経費	
											福利厚生費	雑費
12	31	１２月計	2,800,000	140,000	1,900,000	450,000		120,000			80,000	180,000
		累　計	23,560,000	1,300,000	14,300,000	3,800,000	340,000	1,440,000			240,000	2,120,000

(3)帳簿整理

すでに記帳している収入や経費のなかで、その年の収入や経費になるものをそれぞれ処理します。

収入金額の整理

<その年の収入になる>
○　売掛金
その年中に売り上げたがまだ実際に代金を受け取っていなくてもその年分の収入金額になります。
掛け売りをその都度記帳しないで、入金の際に売り上げとして記帳している場合は、年末にまだ入金していない掛け売りの金額を収入金額に追加します。

<その年の収入にならない>
×　前受金
まだ商品などを売り上げていないのに受け取っている金額は、その年分の収入金額にはなりません。
収入金額に含めている場合には、その金額を除外します。

必要経費の整理

<その年の経費になる>
○　未払金
その年中に支払うべき地代家賃などで未払いのものは、その年分の必要経費になります。

<その年の経費にならない>
×　前払金
その年中に支払った経費のなかに、翌年分以後の期間に対応する部分が含まれている場合は、その部分の金額はその年分の必要経費にはなりません。

家事消費の計上

販売予定だった商品などの棚卸資産を、自分や家族のために使用した場合は商品や材料の仕入を材料費や仕入原価として計上しているので売上計上しなくてはなりません。特例で仕入金額または定価の 70%のうち、いずれか高いほうの金額で計上可能です。都度記録を残しておくようにしましょう。

(4)減価償却費の計算

建物や機械装置、船舶、車両運搬具、工具、器具装備、漁業権、特許権、営業権などの資産(減価償却資産)を取得するために支出した金額(取得価額)は、支払った金額がそのまま必要経費になるのではなく、資産の種類や構造、用途などに応じて算出される減価償却費が必要経費になります。
※ただし、次のような資産は、減価償却の対象にはなりません。

- 土地、借地権など
- 建設中の建物、販売するために持っている建物や機械など
- 使用可能期間が 1 年未満または取得価額が 10 万円未満の少額減価償却資産
- 一括償却資産の必要経費算入を選択した一括償却資産

(5)決算書の作成

売上や仕入、経費、家族の人件費などをまとめ、確定申告書を作成するために所得を計算するための書類「決算書」作成をします。